

# 世帯分離確認書

世帯分離の届出にあたり、下記事項を確認し了承しました。

## 記

	内 容	☑欄
1	今回の届出は事実に基づいたものであり、元の世帯とは生計が別であること。	<input type="checkbox"/>
	○ 同じ住所だが、住む家が別々にある。 ○ 同じ家に住んでいるが、生計は別で生活している。	
2	世帯分離により、行政における手続きまたはそれ以外の各種手続きで不利益を受ける場合があること。	<input type="checkbox"/>
	○ 同じ住所であっても、元の世帯の住民票は取得できなくなること。 (委任状があれば取得可) ○ 国民健康保険に加入する場合、元の世帯とは別に保険料の支払い義務が生じること。 ○ その他、世帯分離により不利益が生じた場合は、自己責任により対応すること。	
3	元の世帯と合併する場合、生計が同一であることが分かる疎明資料が必要となること。	<input type="checkbox"/>
4	実態を伴わない虚偽の届出をした場合に、5万円以下の過料に処せられる場合があること。(住民基本台帳法52条)	<input type="checkbox"/>

年 月 日

届出人

住 所 真室川町大字 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(署名)